

## 赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会 会則

### 【名 称】

第1条 この協議会は、「赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

### 【目 的】

第2条 協議会は、図-1に示す約43ha（以下「赤羽駅東口地区」という。）を対象地域とし、対象地域内に居住する住民ならびに自治会、商店街会、PTA等関係者（以下「住民等」という。）及び北区（以下「区」という。）が、地域に愛着を持ち、住み続けられるまちづくりを目指し、まちづくりの勉強会や情報等を交換し、互いに考え方行動することで相互理解を深め、赤羽駅東口地区まちづくりの円滑な推進を図ることを目的とする。

ただし、対象地域については、必要に応じ協議会で見直すことができるものとする。

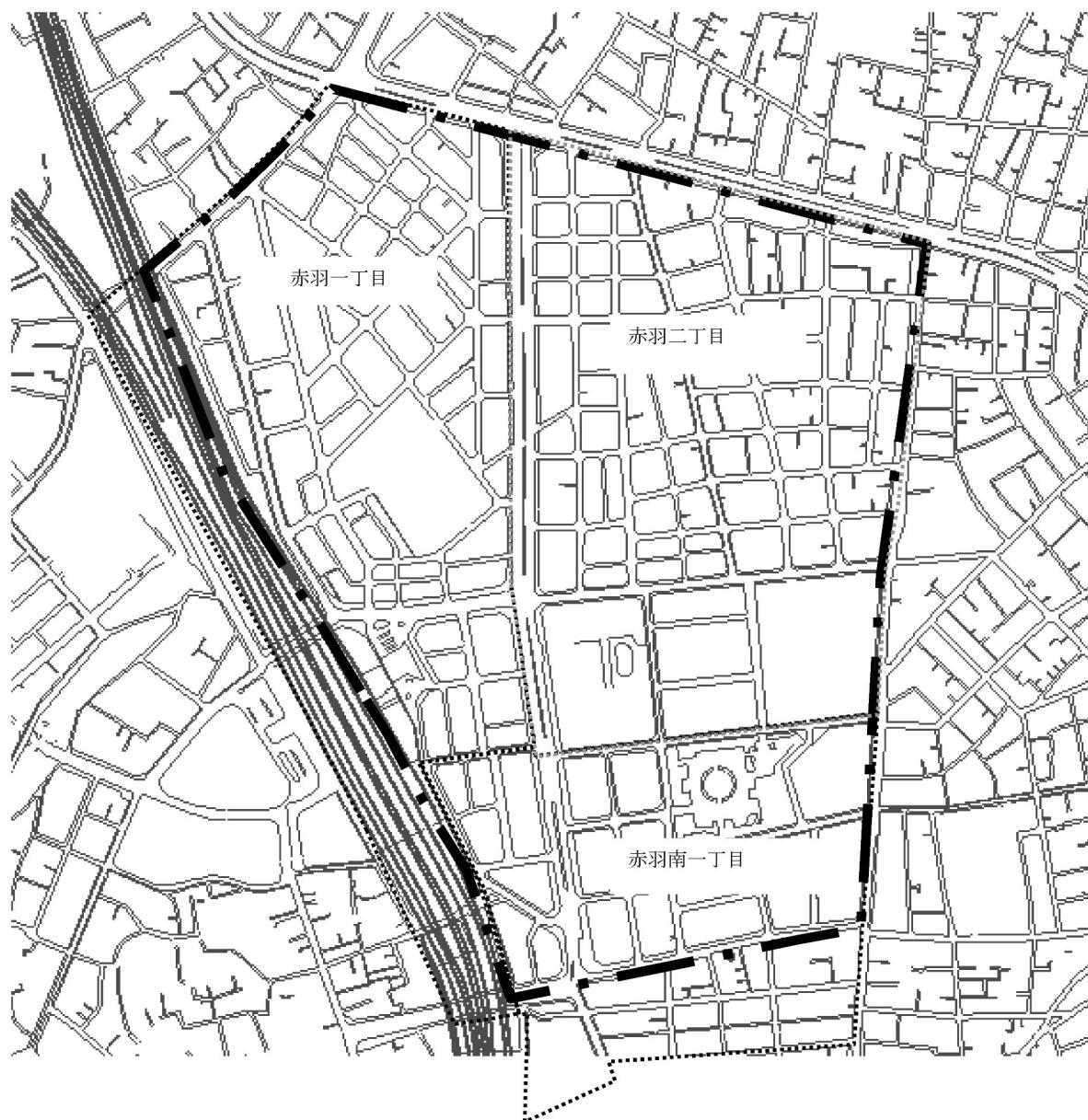


図-1 赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会の対象地域（太線で囲われた部分）

注) 点線は、町丁目境を示す(参考)

### **【協議結果の尊重】**

第3条 前条の目的達成のため、住民等及び区は赤羽駅東口地区のまちづくりの実現に努力し、協議会の協議結果については相互に尊重する。

### **【協議会の運営】**

第4条 協議会は、住民等を中心に区とが協働して運営する。

### **【協議会の機関】**

第5条 協議会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 会長・副会長及び顧問
- (3) 幹事会
- (4) ブロック部会
- (5) 作業部会

### **【総会】**

第6条 総会は、会長・副会長、顧問、住民等及び区をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、公開することを原則とし、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会の会則ならびに解散に関する事項など、重要項目について協議し決議する。
- 4 総会は、区議会議員をオブザーバーとすることができます。オブザーバーは、総会の求めに応じて意見を述べることができる。
- 5 会長は、必要に応じて、総会に住民等以外の関係人の出席を求めることができる。

### **【会長・副会長及び顧問】**

第7条 協議会の会長、副会長及び顧問は、幹事をもって充てることとし、その人事案は幹事会で決定した後、総会で承認を得ることとする。

- 2 会長は、協議会を統括し、総会、幹事会及びまちづくり懇談会の議長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時に、副会長の互選により職務を代行する者を選出する。
- 4 顧問は、会長及び協議会に適切な助言を行うことができる。
- 5 会長・副会長及び顧問の任期は、原則2年間とする。ただし、再任を妨げないこととする。

### **【幹事会】**

第8条 幹事会は、表一に示す団体等から選出された数名程度（以下「幹事」という）をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
  - (1) 総会及びまちづくり懇談会の開催のための準備・調整事項
  - (2) 赤羽駅東口地区全体に関わるまちづくりのための準備・調整事項
  - (3) その他必要な事項
- 4 総会に決議を図る重要な案件等は、幹事会は事前に承認を行うこととする。
- 5 幹事会は、区議会議員をオブザーバーとすることができます。オブザーバーは、幹事会の求めに

応じて意見を述べることができる。

## 6 幹事の任期は、原則2年間とする。ただし、再任を妨げないこととする

### 【ブロック部会】

第9条 図一2に示す2つのエリアに当該エリアに存在する団体等からなるブロック部会を設置し、各ブロック内の住民等をもって構成する。

- 2 ブロック部会に団体等から選出された役員を置く。
- 3 ブロック部会の会長（以下「部会長」という。）、副部会長は、役員から互選により選出する。
- 4 ブロック部会は、部会長が招集する。
- 5 各ブロック部会に共通するまちづくりに関する事項を協議する場合は、各部会長が協議し、合同部会を開催することができる。
- 6 各ブロック部会は、必要に応じてブロック部会会則を定めることができる。
- 7 各ブロック部会は、自主的に活動し、独立して運営するものとする。
- 8 まちづくりに関心があり、会則に従う者は、各ブロック部会に参加できる。
- 9 重要なブロック部会の意思決定は、総会の決議を経ることとする。

### 【作業部会】

第10条 協議会の会長は、幹事会の承認により、特定のまちづくりの課題の検討を深めるため、作業部会の設置及び廃止をすることができる。

- 2 作業部会は、各部会に関心のある住民等をもって構成する。
- 3 作業部会の会長（以下、作業部会長という）は、幹事会の承認により幹事から選出する。
- 4 作業部会は、作業部会長が招集する。
- 5 各作業部会は、自主的に活動し、独立して運営するものとする。
- 6 まちづくりに関心があり、会則に従う者は、各作業部会に参加できる。

### 【まちづくり懇談会】

第11条 赤羽東口地区まちづくりに関する事項について、広く住民等に情報を提供し、意見を求め、要望をまとめるなどの機会が必要と判断した時に、総会もしくは幹事会の決定により、まちづくり懇談会を開催することができる。

- 2 まちづくり懇談会は、会長が招集する。
- 3 まちづくり懇談会は、会長・副会長、顧問及び住民等をもって構成する。
- 4 まちづくりに関心があり、会則に従う者は、まちづくり懇談会に参加できる。

### 【事務局】

第12条 協議会の事務局は、北区まちづくり部まちづくり推進課とする。

### 【会則の変更】

第13条 本会則は、総会で変更することができる。

#### 付 則

この会則は、平成21年10月30日から施行する

この会則は、平成24年3月16日に改定し施行する

この会則は、平成26年3月19日に改定し施行する

この会則は、平成28年2月12日に改定し施行する

この会則は、平成30年2月15日に改定し施行する

この会則は、令和3年12月15日に改定し施行する。

表-1 ブロック部会と自治会・商店街等の一覧

(括弧内は組織数)

ブロック部会	町会・自治会（4）	商店街会（8）	PTA 等（2）
東本通り 東ブロック部会	赤羽二丁目自治会 赤羽南一丁目団地自治会	赤羽スズラン通り商店街振興組合	赤羽岩淵中学校
駅前通り 南北ブロック部会	赤羽自治会 赤羽南自治会	赤羽本町通り商店街 赤羽中央街商店街振興組合 赤羽一番街商店街振興組合 赤羽OK横丁商店会 赤羽東口駅前通り商店街振興組合 赤羽東口駅前商店会 赤羽東口京浜通り商店街	赤羽小学校

図-2 各ブロック部会の対象地域

